

薬生食輸発1026第2号
令和3年10月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産発酵茶のエチオン、中国産にらのクロルフェナピル、韓国産赤とうがらし
のプロピコナゾール及びタンザニア産ごまの種子のイミダクロプリド)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年
10月18日付け薬生食輸発1018第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、インド産発酵茶のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定め
られた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、インド産発酵茶のエチオン
について、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸
入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第3に下記を追加す
る。

また、これまでの実績を踏まえ、中国産にらのクロルフェナピルについてモニタリン
グ通知の別表第2から削除する。

さらに、韓国産赤とうがらしのプロピコナゾール及びタンザニア産ごまの種子のイミ
ダクロプリドについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2
及び第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお
願いする。

なお、インド産発酵茶のエチオンについては、登録検査機関による自主検査受託体制
が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化 日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和3年 10月26日	インド	発酵茶及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（エチオン）	ROSSELL TEA(DIVISION OF ROSSELL INDIA LIMITED)
				ROMAI TEA ESTATE